| 原議保存期間１０年<br>（令和16年３月31日まで） |
|---|

局内各部課長（官）
管区内各県情報通信部長
管区警察学校長
管区内各県警察本部長
殿

東北管警監発第126号
令和５年11月８日
東北管区警察局長

「東北管区警察局表彰取扱要綱」の制定について（通達）

東北管区警察局長が行う表彰について、東北管区警察局の表彰に関する訓令（平成９年東北管区警察局訓令第４号）に基づき、別添のとおり「東北管区警察局表彰取扱要綱」を定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「「東北管区警察局表彰取扱要綱」の一部改正について（通達）」（令和３年10月４日付け東北管警監発第94号）は、廃止する。

別添

# 東北管区警察局表彰取扱要綱

第１　目的

この要綱は、東北管区警察局の表彰に関する訓令（以下「訓令」という。）第７条に基づき、東北管区警察局長（以下「局長」という。）が行う表彰に関する細部について必要な事項を定めるとともに、総務監察・広域調整部長、情報通信部長及び管区警察学校長（以下「部長等」という。）が行う内賞の取扱いについて、必要な事項を定める。

第２　表彰の種別

表彰の種別は、次のとおりとする。

１　永年勤続警察職員表彰
２　管区内優秀警察職員表彰
３　局内優良警察職員表彰
４　退職時表彰
５　功労部署表彰
６　功労警察職員表彰
７　警察部外協力者表彰
８　訓令に基づかない表彰
９　部長内賞

なお、警察表彰規則との関係については別表１「局長表彰等の種別」、各表彰の添付書類については別表２「表彰上申様式・添付書類等早見表」、上申手続については別表３「上申手続チャート」のとおりとする。

第３　永年勤続警察職員表彰

１　選考基準

東北管区警察局（以下「局」という。）の職員として長期間在職し、かつ、その間良好な成績を上げた者について、表彰の年の11月末日をもって在職年数が20年に達した場合には賞誉、30年に達した場合には賞詞を授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められる者、かつて趣旨を同じくする表彰を受けた者及び公務災害による休職又は人事院規則11―４（職員の身分保障）第３条に掲げる休職以外で現に休職中の者は除く。

２　表彰時期

毎年12月に表彰する。

３　在職年数の計算

在職年数の計算は、別紙１「表彰の要件としての在職期間の計算方法」（永年勤続警察職員表彰・管区内優秀警察職員表彰・局内優良警察職員表彰）による。

４　上申手続

部長等は、選考基準に該当する者がある場合には、別記様式１「永年勤続警

察職員表彰候補者上申書」により、総務監察・広域調整部監察課長（以下「監察課長」という。）を経由して上申すること。

第４　管区内優秀警察職員表彰

１　選考基準

局職員、管区内各県警察（以下「県警察」という。）の職員として多大な功労があり、かつ、勤務成績が優秀で他の職員の模範と認められ、次に該当する者の中から選考の上で賞詞を授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められる者及びかつて趣旨を同じくする表彰によって局長の賞詞以上の表彰を授与された者は除く。

(1)　警視以下の警察官又は警視相当以下の一般職員
　　ただし、所属長及び所属長経験者は除く。

(2)　勤務評定の評語が最上位の者又はこれに準ずる評定、評語の者

(3)　勤続年数25年以上（表彰の年の11月末現在）の者

(4)　局職員にあっては、５年以上前に局内優良警察職員表彰を受賞した者

２　表彰時期

第３の２に同じ。

ただし、局長が必要と認める場合はこの限りではない。

３　在職年数の計算

第３の３に同じ。

４　上申手続

部長等又は管区内各県警察本部長（以下「本部長」という。）は、選考基準に該当する者がある場合には、別記様式２「優秀（良）警察職員表彰候補者上申書」及び別記様式３「履歴書」により、監察課長を経由して上申すること。

ただし、別記様式３については、人事記録の写しをもって代えることができる。

５　表彰人員

県警察の管区内優秀警察職員表彰人員については、別表４「管区内優秀警察職員表彰人員（県警察職員）」に定める。

第５　局内優良警察職員表彰

１　選考基準

局職員として功労があり、かつ、勤務成績が優良で他の職員の模範であると認められ、次に該当する者の中から選考の上で賞誉を授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められる者及びかつて趣旨を同じくする表彰を授与された者は除く。

(1)　警視以下の警察官又は警視相当以下の一般職員
　　ただし、所属長及び所属長経験者は除く。

(2)　勤続年数15年以上（表彰の年の11月末現在）の者

２　表彰時期

第３の２に同じ。

３　在職年数の計算

第３の３に同じ。

４　上申手続

部長等は、選考基準に該当する者がある場合には、別記様式２「優秀（良）警察職員表彰候補者上申書」及び別記様式３「履歴書」により、監察課長を経由して上申すること。

ただし、別記様式３については、人事記録の写しをもって代えることができる。

第６　退職時表彰

１　種類及び選考基準

局又は県警察の職員が退職するに当たり、次に該当する場合には、それぞれ警察功績章又は賞詞若しくは賞誉を授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められる者及び過去に警察功績章以上の表彰を受けたことのある者は除く。

(1)　警察功績章

局又は県警察の職員として勤務成績が優秀で特に顕著な功労があり、次に該当する者に授与する。

ア　25年以上警察に在職した局及び県警察の職員で、退職に際し警視正に昇任した警察官又はこれに相当する一般職員

イ　30年以上警察に在職した局の警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれらに相当する一般職員

ウ　30年以上警察に在職した局の警部補以下の警察官又はこれらに相当する一般職員で、警察庁長官の賞詞又は局内優良警察職員表彰を受けたことのある者若しくは全国警察職員定例表彰実施要領（令和元年５月10日付け警察庁丙人発第２号。以下「全国表彰要領」という。）に基づく警察庁長官表彰の候補者として上申されたことのある者

エ　アないしウに準ずる職員で、特に表彰が相当と認められる者

(2)　賞詞

局職員として勤務成績が良好で多大な功労があり、次に該当する者に授与する。

ア　25年以上警察に在職した警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれらに相当する一般職員

イ　30年以上警察に在職した警部補以下の警察官又はこれらに相当する一般職員

ウ　25年以上警察に在職した警部補以下の警察官又はこれらに相当する一般職員で、警察庁長官の賞詞又は局内優良警察職員表彰を受けたことのある者若しくは全国表彰要領に基づく警察庁長官表彰の候補者として上申されたことのある者

(3)　賞誉

20年以上警察に在職した職員で、局職員として勤務成績が良好で多大な功労があり、警察功績章又は賞詞を受けるに至らない者に授与する。

２　表彰時期

原則として退職時に表彰する。ただし、退職の日に表彰できない相当の理由がある場合はこの限りでない。

３　在職年数の計算

在職年数の計算は、別紙２「表彰の要件としての在職期間の計算方法（退職時表彰)」による。

４　上申手続

部長等又は局の課長（以下「主管課長」という。）若しくは本部長は、選考基準に該当する者がある場合には、別記様式４「退職時表彰上申書」により、監察課長を経由して上申すること。

なお、過去に懲戒処分等を受けた者については、別記様式４の２「懲戒処分等の内容」を添付すること。

５　留意事項

国家公務員法、地方公務員法及び警察法上の「管理監督職勤務上限年齢」による降任等をされた警察職員にあっては、退職時表彰において、当該他の官職への降任等をされる前の官職にあるものとして取り扱うものとする。

第７　功労部署表彰

１　選考基準

局又は県警察の部署で、次に該当し、警察職務遂行上顕著な実績があったものに対しては賞状を、局の部署で業績が優秀であると認めるものに対しては賞誉を授与する。ただし、県警察の部署にあっては、原則として本部長表彰を受けたものとする。

(1)　個人の生命、身体又は財産の保護
(2)　犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は被疑者の検挙
(3)　交通の指導取締り、その他交通事故抑止活動の推進
(4)　地域安全活動、少年非行、その他犯罪防止活動の推進
(5)　災害、事故又は変事における警戒、防護及び救護活動の推進
(6)　各種情報収集活動の推進
(7)　警備実施の遂行
(8)　警察通信活動の推進
(9)　警察職務上重要な発明発見、調査研究又は業務の改善
(10)　警察職務上重要な事務の処理又は職務の遂行
(11)　その他表彰することが適当と認められるもの

２　表彰時期

その都度表彰する。

３　上申手続

部長等又は主管課長若しくは本部長は、選考基準に該当する部署がある場合には、別記様式５「功労部署表彰上申書」により、監察課長を経由して上申すること。ただし、本部長が上申する際には、主管課長を経由すること。

第８　功労警察職員表彰

１　選考基準

(1)　局又は県警察の職員で、第７の１(1)から(11)に該当し、職務上多大な功労があると認められる者に対しては賞詞を、局の職員で功労があると認められる者に対しては賞誉を授与する。ただし、県警察の職員にあっては、原則として本部長表彰を受けた者とする。

(2)　局の警部以下（相当職含む）の職員で、後記、「第11　部長内賞」(2)に定める部長内賞を３回受けた者に対して賞誉を授与する。ただし、当該表彰は１回限りとし、加えて全国優秀警察職員表彰、全国優良警察職員表彰、管区内優秀警察職員表彰、局内優良警察職員表彰及び永年勤続警察職員表彰を受けたことのある者は除く。

２　表彰時期

その都度表彰する。ただし、１(2)については、原則として毎年２月に表彰するものとする。

３　上申手続

部長等又は主管課長若しくは本部長は、選考基準に該当する者がある場合には、別記様式６「功労警察職員表彰上申書」により、監察課長を経由して上申すること。ただし、本部長が上申する際には、主管課長を経由すること。

第９　警察部外協力者表彰

１　選考基準

警察部外の個人又は団体で、次に該当し、功労があると認められる場合には感謝状を授与する。

(1)　犯罪の予防、鎮圧又は捜査若しくは被疑者の逮捕に関する協力

(2)　人命救助

(3)　水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護に関する協力

(4)　犯罪鑑識等における、おおむね15年以上の従事

(5)　その他多年（おおむね15年以上）にわたる、警察又は警察職員に対しての協力

２　表彰時期

毎年７月１日の定例のほか、その都度表彰する。

３　上申手続

部長等又は本部長は、選考基準に該当する者又は団体がある場合には、別記様式７「警察部外協力者表彰上申書」及び別記様式３「履歴書」により、監察課長を経由して上申すること。

第10　訓令に基づかない表彰

管区警察学校入校学生の成績優秀者、局が開催する警察術科大会、競技会等の成績優秀者に対して賞を授与する。

なお、訓令に基づかない表彰の細部事項については、主管課において定めること。

第11　部長内賞

部長等は、それぞれの所掌する事務について、局長の行う表彰に至らないものの、次に該当する場合には内賞を授与することができる。

なお、部長内賞の上申手続、様式等の細部事項については、主管課において定めること。

(1)　警察職務遂行上業績があると認められる部署又は個人

(2)　年間を通じ、勤務成績が良好であり、他の職員の模範と認められる局職員

なお、表彰人員については各部等の定員のおおむね一割とする。

第12　表彰審査委員会

表彰審査の適正を期するため、局に表彰審査委員会（以下「表彰委員会」という。）を置く。

１　構成

表彰委員会は、局長を委員長とし、委員は、部長等、総務監察・広域調整部首席監察官、総務監察・広域調整部警務課長及び監察課長をもって構成する。

委員長は、表彰審査事務上必要と認める場合には、委員以外の者を表彰委員会に出席させることができる。

２　開催

表彰委員会は、第２の２及び第２の３の被表彰候補者及び全国表彰要領に基づく警察庁長官表彰候補者の上申があった場合に開催し、審査に付して選考の上、決定する。

なお、審査に付すべき事由及び必要がないと認められる場合には、表彰委員会の開催を省略することができる。

第13　事故等の報告

第２の表彰の前に被表彰候補者が次に該当する場合には、その旨を速やかに監察課長を経由して報告すること。

１　刑事被告人となったとき

２　懲戒処分等を受けたとき

３　警察職員としてふさわしくない非行があったとき

４　死亡又は退職したとき

５　表彰の上申に係る書類の記載事項に異動があったとき

第14　表彰事務の取扱い

局の表彰に関する事務は監察課長が取り扱う。ただし、第２の８及び第２の９の表彰に関する事務は、主管課長が行うこと。

第15　表彰台帳等

１　局長表彰台帳

監察課長は、別記様式８「局長表彰台帳」を備付け、第２の１から７までの表彰が行われた場合は、その旨を記載し、保管管理すること。

２　内賞台帳

各部等の庶務を担当する課長（総務監察・広域調整部にあっては監察課長）は、別記様式９「内賞台帳」を備付け、第２の８及び第２の９の表彰が行われた場合は、その旨を記載し、保管管理すること。

第16　雑則

この要綱に関して必要な事項は、監察課長において処理するものとする。